

災害時のボランティア活動に関する協定書

東京都建設局(以下「甲」という。)、財団法人 東京都駐車場公社(以下「乙」という。)、財団法人 東京都公園協会(以下「丙」という。)及び東京都建設防災ボランティア協会(以下「丁」という。)は、災害時のボランティア活動に関し、以下の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都の地域に大規模な地震による災害及び大規模土砂災害が発生した場合において、甲の実施する災害対策に係わるボランティア活動の内容及び当該ボランティア活動に対する支援策など必要な事項を定めることにより、ボランティア活動の円滑な実施を図り、もって被災地域への迅速な救援活動並びに被災地域の早期復旧等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 東京都建設防災ボランティア(以下「建設防災ボランティア」という。)とは、第3条に規定する丁の登録会員をいう。

(建設防災ボランティアの活動内容)

第3条 丁は、丁の登録会員をして甲の実施する初動時の災害対策に関し、主として次のようなボランティア活動を行うものとする。

- ・ 建設局所管施設及び土砂災害危険箇所の被災状況の点検業務支援
- ・ 都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援
- ・ 災害対策に係る技術的、専門的助言
- ・ 参集途上における公共土木施設及び土砂災害危険箇所の被災状況の把握
- ・ その他、災害対策に係る建設局所管施設及び土砂災害危険箇所の管理業務支援

(建設防災ボランティアの出動)

第4条 甲は、災害の状況に応じて建設防災ボランティアに対し、出動を要請するものとする。

2 建設防災ボランティアは、東京都の地域に震度6以上の地震及び大規模土砂災害が発生したときは、甲からの要請があったものとみなして、自主的に出動するものとする。

(報酬及び費用弁償等)

第5条 第3条に定めるボランティア活動は無報酬とし、当該活動に係る交通費、飲食費宿泊費等の費用は、自己負担とする。防災訓練、防災研修などに参加する場合等についても同様とする。

(支援)

第6条 甲、乙及び丙は、第3条に定めるボランティア活動が円滑に行えるよう、丁に対する支援に努めるものとする。

2 甲は、主として次のような支援に努める。

- ・ 防災訓練及び防災関係情報の提供等

- ・ ボランティア組織の育成、運営に関する助言等
- 3 乙及び丙は、主として次のような支援に努める。
- ・ ボランティア組織の運営に必要な経費及び便宜の供与
 - ・ ボランティア保険に加入する場合の保険料等
- 4 乙及び丙は予算の範囲内で支援を行うものとし、各年度ごとの支援額は別途協議する。

(実施細目)

第7条 この協定に関して必要な細目については、別に協議して定める。

(その他)

第8条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度協議して定めるものとする。

(付則)

この協定は平成9年6月24日から適用する。

(付則)

この協定は平成11年5月28日から適用する。

甲、乙、丙及び丁は、この協定を証するため本書を4通作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年5月28日

甲	東京都技監兼建設局長	佐藤 一夫
乙	財団法人 東京都駐車場公社理事長	藤田 忠久
丙	財団法人 東京都公園協会理事長	石川 金治
丁	東京都建設防災ボランティア協会会長	別所 正彦